

大野市地下水対策審議会設置条例

(昭和48年10月1日条例第36号)

改正 昭和52年11月10日条例第26号
昭和56年12月23日条例第21号
昭和58年9月29日条例第15号
昭和61年3月27日条例第7号
昭和62年3月25日条例第2号
平成元年6月24日条例第52号
平成8年1月29日条例第1号
平成8年12月25日条例第20号
平成10年7月29日条例第16号
平成19年3月26日条例第12号
平成24年3月27日条例第14号
平成25年3月26日条例第9号
令和3年3月25日条例第23号

(設置)

第1条 地下水の保全及び利用について調査審議するため、大野市地下水対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、又は市長に対し積極的に意見具申を行うものとする。

- (1) 地下水の合理的利用に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、地下水の保全について必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業所の代表者
- (4) 住民の代表者
- (5) 公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ特定事項を調査審議するため、審議会の専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、くらし環境部環境・水循環課に置く。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第15号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第7号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第2号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第52号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第12号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第23号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。